（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

第五十一条　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「議決」を「決議」に改め、同項第二号中「第八条第一項」を「第百五条」に、「同項に規定する漁業を営む権利を有する者の資格に関する」を「同法第百六条第三項第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「第十一条の二第四項」を「第十一条の三第四項」に改め、同条第三項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の三第五項」に改め、同条第四項中「議決」を「決議」に改める。

第十七条第二項中「第三十四条第一項（同法第六十三条において読み替えて」を「第四十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第五十八条において」に、「第三項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項若しくは第三項若しくは第百十九条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項を削る。

第十八条第一項中「第五十二条第一項」を「第三十七条」に、「指定漁業」を「大臣許可漁業」に、「第六十五条第一項」を「第百十九条第一項」に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第五十二条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百十八条を次のように改める。

第百十八条　削除

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第五十三条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項第二号中「又は議決（以下「決議等」という。）」を削り、「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項」に、「同条第四項第二号」を「同条第五項第二号」に改める。

第五十七条第三項第一号中「決議等」を「決議」に改め、同項第二号中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第六項」に改め、同項第三号中「第九十一条第四項第二号」を「第九十一条第五項第二号」に改める。

第六十二条第二項第一号中「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

第八十六条第三項中「第八十七条第一項第十号」を「第八十七条第一項第十一号」に改める。

第八十九条第一項中「（以下「会計監査人設置組合」という。）」を「若しくは水産業協同組合法第四十一条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する会計監査人設置組合（以下「会計監査人設置組合」と総称する。）」に改める。

第九十三条の見出し中「特別決議等」を「特別決議」に改め、同条第一項中「決議等」を「決議」に改め、同条第二項中「決議等（」を「決議（」に、「仮決議等」を「仮決議」に改め、同条第三項中「仮決議等」を「仮決議」に、「決議等が」を「決議が」に改める。

第九十四条の見出し中「特別決議等」を「特別決議」に改め、同条第二項中「）及び」を「）、同法第四十一条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百三十九条及び水産業協同組合法」に改め、同条第三項中「並びに第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）」を「、同法第三十四条の二第五項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十一条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十九条第一項」に、「及び第十一項（これらの規定を」を「（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び第十三項（」に改める。

第百十三条中「決議等」を「決議」に、「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

第百十六条第二項中「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

（沿岸漁場整備開発法の一部改正）

第五十四条　沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「第八条第三項」を「第六十条第五項第五号」に改める。

第九条第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「第十一条の二第四項」を「第十一条の三第四項」に改め、同条第三項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の三第五項」に改め、同条第四項中「議決」を「決議」に改める。

第十一条第五号中「第十四条」を「第十七条」に改める。

第二十四条第一項中「第八条第三項」を「第六十条第五項第五号」に改める。

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正）

第五十五条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第六条第二項」を「第六十条第二項」に、「第二十六条第一項本文」を「第七十九条第一項本文」に改める。

（銀行法の一部改正）

第五十六条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(3)中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に、「第百二十一条の五の二第一項」を「第百十条第一項」に改め、同号ニ(2)中「第百二十一条の五の八第四項」を「第百十六条第四項」に、「第百二十一条の五の二第二項」を「第百十条第二項」に改める。

（電気通信事業法の一部改正）

第五十七条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第一項中「第百三十六条」を「第百八十三条」に改め、同条第三項中「第十一条第六項」を「第六十六条」に、「同条第六項中」を「同条中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二号」と」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第百四十一条第五項中「第百三十六条」を「第百八十三条」に改め、同条第六項中「第十一条第六項」を「第九十三条第四項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改める。

第百四十二条第二項中「第三十九条第七項から第十二項まで」を「第百七十七条第二項、第三項前段、第四項、第五項、第十一項及び第十二項」に、「同条第十項及び第十一項中「都道府県」とあるのは、「認定電気通信事業者」を「同条第二項中「同項各号」とあるのは「同項」と、同条第三項前段中「農林水産大臣が」とあるのは「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて」と、同条第五項中「国」とあるのは「認定電気通信事業者」と、同条第十一項中「第一項第二号又は第三号の土地」とあるのは「電気通信事業法第百四十一条第五項に規定する漁業権（同項の規定により取り消されたものに限る。）」と、「国」とあるのは「認定電気通信事業者」と、同項及び同条第十二項中「有する者」とあるのは「有する者（登録先取特権者等に限る。）」に改める。

（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）

第五十八条　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「第六十五条第二項」を「第百十九条第二項」に、「第四条第二項」を「第四条第一項」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第五十九条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第八十六条第二項」を「第九十二条第三項」に改める。

第四十条第四項中「第四十二条の二」を「第四十二条の二第一項」に改める。

第四十三条第二項第六号中「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正）

第六十条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第七十四条第一項」を「第百二十八条第一項」に改め、同条第三項中「第七十四条」を「第百二十八条」に改める。